

岩手県告示第509号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、その旨
公告する。

なお、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、平成25年7月2日から同月22日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
釜石地区	水産流通基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の 変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課、沿岸広域振興局水産 部及び釜石市産業振興部水産農林課